

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第25459号 損害賠償請求反訴事件

原告(反訴被告) 阿部 宣 男

被告(反訴原告) 松崎 参

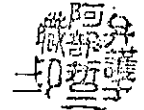
準備書面 (15)

2016(平成28)年9月20日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 湯 山 花



弁護士 平 松 真 二 郎



原告準備書面(12)に対する反論

第1 原告の主張は欺瞞に満ちていること

1 原告は、準備書面(12)において、ナノ純銀に係る真実性の証明の対象に関して「被告の主張は論理の飛躍があり、その真実性の証明の対象を科学的な証明論に引きずり込み錯綜させようとしているとしか言いようがない」などと批判する(同書面第1の1)。

しかしながら、原告の主張からは、被告の主張のどこに論理の飛躍があるのかわかりやすくされておらず、被告において反論のしようがない。

原告は、もともと「原告による実証実験の結果を真実であると述べている」にとどまらず、各実証実験の結果、各種報告において、要するに各種実験の結果から「ナノ銀による放射能低減効果がある」と述べてきたところであり(訴状8頁

から 12 頁参照), そもそも原告準備書面(12)の主張自体, これまでの主張をすり替えたものというほかない。

すなわち, 原告は, これまで「原告による実証実験の結果を真実」としたうえで, 各実証実験の結果, 「ナノ銀による放射能低減効果がある」と述べていたのであり, 「その内容 (=ナノ銀による放射能低減効果) が科学的に証明されているか否かを全く問題にしていない」のではなく, 自らその効果が実証実験によって科学的に証明されているとの言説を繰り返してきたところである (詳細は本書面第 2 の 2 参照)。

そして, その内容 (=ナノ銀による放射能低減効果) が科学的に証明されていなかったからこそ, 被告によって「インチキ科学」「似非科学」という批判にさらされたものところである。したがって, 本件訴訟において問題とされている被告の表現行為の前提には原告による各実証実験の結果「ナノ銀による放射能低減効果」が存するとの言説があったものであるから, その真実性, すなわち「ナノ銀による放射能低減効果」の存否こそが真実性の証明の対象とされなければならないのである。

2 また, 原告は, 「被告は『科学的に証明』という表現を用い, 問題の設定を科学論争にずらそうとしている」というが, 原告自身, 「放射能同位体の半減期は放射性同位体ごとに定まるか率のみによって定まり, その期間は科学的環境には一切依存せず, 半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである」との被告の主張 (被告準備書面(1)12 頁) に対し, 「上記理論について, 科学的に実証されたい」と要求していたところであって (原告準備書面(1)22 頁), 原告自身が「ナノ銀による放射能低減効果が存在することの科学的な実証ができない」ことから, 被告が問題の設定を科学論争にずらそうとしているなどと論難するようになったものと思われる。

いずれにしても, 「ナノ銀による放射能低減効果」が科学的にあり得ないことが明らかにされることを避けんがために, 原告は, 真実性の証明の対象を矮小化する主張を繰り返しているにすぎない。

3 さらに, 原告は, 被告の主張に一貫性がなく, その内容がゆがめられていると主張する。そして, 被告の主張には, 事実問題と証明レベルを混在している問題があるとも主張する (同書面第 1 の 1 の(3))。

被告は、原告が行った各実証実験において、各報告書等に記載されている数値の変化が生じたことを否定するものではない。すなわち「事実問題」として原告による実証実験において数値が変化（減少）していることを問題にしているのではない。原告が数値の変化（減少）を「ナノ銀による放射能低減効果」ということから、数値の変化（減少）が起きている原因がナノ銀の効果によるものかどうか、各実証実験からは明らかにされていないと主張しているところである。

すなわち、原告による各実証実験においては、「事実問題」としても「ナノ銀による放射能低減効果」があることは何ら示されておらず、いわんや証明レベルにおいては、原告による各実証実験と称するものが科学的検証に耐え得るものではないことから、これらの実験結果から「ナノ純銀による放射能低減効果」があることは全く明らかにされていないと主張しているところである

すなわち、被告は、事実問題と証明レベルを混在させて理解しているものではなく、原告の批判は当たらない。

- 4 なお、放射線量の測定は、放射線が出てから検出器に到達するまでの間に遮蔽効果を持つ物質があれば、測定結果が変わるものであって、原告が行った各実験においてもナノ銀以外の物質（水を含む）による遮蔽効果によって放射線量に変化（減少）するものである。また、放射性物質の検出においては、試料と検出器との位置関係によっても測定結果が変化することもあり、特に、試料の中の放射性物質から放出された γ 線は、検出器に入るまでの間に、試料の別の部分や遮へい用の鉛板などで散乱、吸収されることがあり、測定結果に違いが生じるものである。すなわち、見かけの放射線量（放射性物質質量）に変化が生じていても、その原因は数値の変化（減少）だけから判断することはできない。

すなわち、「事実問題」としても「ナノ純銀による放射能低減効果」があるというためには、数値の変化の原因が、測定誤差や遮蔽効果、試料の不均一などの原因ではないことが示されなければならない。単に「ナノ純銀担持コラーゲン溶液」を用いて、実験を行い、数値の変化（減少）があったから「ナノ純銀による放射能低減効果」があるなどと断じることはできない。

にもかかわらず、原告は、実験における測定数値が変化（減少）していることをもって、「ナノ純銀による放射能低減効果」は事実として存在すると断定しているが、これこそ、数値が変化（減少）した原因を「ナノ純銀による放射能低減効

果」であるかどうかを判断することは科学的な評価の問題であり、まさに科学的な証明が必要な問題にもかかわらず、原告が自己に都合よく「事実問題」としてのことこそ「事実問題」と「評価」の問題を混同させた主張を展開しているというほかない。

原告は「原告がナノ銀を用いて行った実証実験の結果、放射能低減効果が認められるという事実」が真実性の証明の対象というが、「ナノ純銀による放射能低減効果」の存否は、検証実験の数値の変化だけから明らかになる「事実問題」ではなく、「第三者による再現実験によっても同様の効果が確認されなければならない」科学的な評価の問題にほかならない。

- 5 原告は、「被告は、原告の主張を歪曲し、その歪曲した土俵で一方的な反論をしている」ともいうが、「原告にとってはまさにナノ純銀を用いることによって、様々な実験で放射線量低減効果が明らかになっていることそのものが真実である」（原告準備書面(6)1頁）、あるいは被告が主張立証すべき対象は、「原告がナノ銀を使用して実施した実験によっては放射線量の低減が確認されなかったこと」（同1頁）として、ナノ純銀による放射能低減効果が科学的に認められないことを被告の立証命題としていたところであって、被告は、原告の求める通り、小波秀雄教授意見書（乙第14号証）、JAEAによる追試結果（乙第20号証）等を通じて、「ナノ純銀による放射能低減効果」は確認されていないことを科学的に論証してきたところである。

また、原告は、訴状段階では各実証実験によって「ナノ純銀による放射能の減弱効果」が科学的に明らかにされていると主張していたことを指摘しておく（本書面第2の2参照）。

したがって、被告が原告の主張歪曲し、歪曲した土俵で反論しているものではなく、自らの主張が論破された原告において、土俵を歪めようとしているのが準備書面(12)の主張であって欺瞞に満ちたものというほかない。

第2 原告による放射能あるいは放射線に関する言説について

- 1 本件訴訟で問題とされている被告の表現行為は、いずれも、原告が実証実験と称する実験を行ったこと自体を否定するものではなく、原告が行った実証実験の結果から「ナノ銀による放射能の減弱効果」、あるいは「放射性物質の低減効果」

が存在することは何ら証明されておらず、原告が主張するナノ銀による「半減期の1～2か月の減弱効果」、「ナノ銀による放射能低減効果」は何ら証明されていないとして、「ナノ銀による放射能減弱効果」あるいは「放射性物質の低減効果」は真実ではないとして各表現行為を行ったところである。

そこで以下、被告の表現行為の前提となっている原告の放射能あるいは放射線に関する言説を整理しておく。

2 原告の放射能あるいは放射線に関する言説

(1) 訴状に記載されているもの

原告が行った各実証実験について、

- ① 平成23年12月10日の福島県郡山市の保育園での実験について「汚染水を4回濾過すると、その値は82ベクレルに低減した」
- ② 同年12月23日の千葉県のホットスポット土壌での実験について「約1か月後に測定したところ4900ベクレルに低減した」
- ③ 平成24年3月5日の郡山市内での実証実験について「瞬時に0.40 μ Svへの低減が見られた」
- ④ 平成24年3月28日に柏市で行った実験につき「ナノ純銀担持濾材放射能軽減効果試験」として実施され、実験の結果「6日後に測定したところ、23700Bq/kgに低減した」
- ⑤ 平成24年12月25日の大熊町で行った実験について「結果は、ナノ純銀を散布した組石(273.3 μ Sv)と散布していない組石(374 μ Sv)を比較すると、101.7 μ Svの減少が見られ、ナノ純銀の効果認めるといふものであった。」
- ⑥ 平成25年3月11日の調査・テストの結果、「その効果は持続的であり、ナノ純銀を施した箇所としない箇所とを比べ時間経過とともに同じになることはなく、常に施した箇所が低いことがわかった。……ナノ純銀による除染は効果があり、持続的である」

としたうえで、これらの検証の結果

A 平成25年2月の発表

「飲料水浄化やホテル育成環境改善に有効なナノスケール純銀担持体が、福島県を中心に降下残留している放射性セシウムの減弱効果も有するとの実

地試験の示唆を受け、実験室レベルで調べてきている……ほぼ“半減期”が約1～2か月程度の減弱効果が存在するとの結論を得つつある」として、「各試料における減弱効果が『担持しているナノ銀の働きによると判断する……』」

B 平成26年1月の発表

「2011年5月から11月にかけて、ホテル館周辺と福島の3土壌について、毎日測定して得た線量計数値が、おおよそ指数関数的な減衰傾向を示しており、未解明の低減効果メカニズムの解明に資するものと考える」

C 平成26年7月の発表

結論として「4～5nm 銀粒子は、40K放射能の低減効果も有するという仮説が設定できる」として、「ナノ銀による放射性物質の減弱効果についてはまだ定説には至っていないものの……その科学的な基礎を構築しつつあり、その過程の真ただ中にある」

という。

すなわち、①から⑥の実証実験の結果、上記A「各試料における減弱効果が担持しているナノ銀の働きによると判断する」あるいはナノ純銀担持体にはB「未解明の低減効果メカニズム」があり、C「4～5nm 銀粒子は、40K放射能の低減効果も有するという仮説が設定できる」としているところであるとしていた。

(2) 訴状に記載されていないもの（原告により公表公開されているもの）

① 「ホテルよ、福島にふたたび」191p

「自然界の元素がきれいなまん丸の球体だとしたら、ヨウ素131やセシウム134、137はとんがった金平糖のようなもの。このトゲトゲが生物の細胞やDNAを壊すのではないかと、私は思っています。

人間の細胞を1センチ角のネットのできた柵にたとえたとしましょう。この上から9・9ミリの大きさのヨウ素を落としたとする。自然界にあるヨウ素は球体ですから、柵目をするりと通り抜けます。しかし、トゲトゲしたいびつなヨウ素131は引っかかり、ネットを傷つけてしまう。害のある放射性物質とはこういうことではないかと。

ナノ銀は金平糖をきれいな球体に変える働きをする。つまり、自然のものに戻すというわけです。私の中では、たとえばセシウム137なら、ナノ銀

の作用でバリウム137に変わり、その後も変化を続けて最終的にまん丸な安定同位体、セシウム140になるだろうとの理屈もあります。」

② 2011年8月7日 原告フェイスブック

「ナノ銀担持濾材だと殆ど交換はいりません。なぜならば1cm 平方に約4億個以上のナノ銀が担持されています。このナノ銀は放射性物質を凝固してしまい、放射能を封じ込めます。1cm 平面で4億個以上ですから立体で多孔質の骨炭及び抗火石ならば、ナノ銀の担持個数は無限的に匹敵します。安物買いの銭失い状態です。少しは末端行政の私はゴミ以下かもしれませんが、耳を傾けて欲しいです。」

③ 2011年11月5日原告フェイスブック

「銀の特異性は、イオンとなり飛び出しても瞬時に元の姿（金属の状態）に戻ります。この時の電気的パルスが発生その電位差は1600mV 以上で、10-6sec 以上の極端に短い周期で大きな電気的振動が発生します。この電気的振動により、放射能のエネルギーを奪い取ります。

ガンマ線は電気が無いので、通常の濾材や方法（電気ブレーキ）では食い止めるのは不可能です。ナノ銀の電子に数回か衝突すればガンマ線のエネルギーが消滅します。

放射性物質の電気的エネルギーとナノ純銀粒子の電気的エネルギーが衝突し、エネルギー変換をします。除染はナノ銀を撒いた方が人間にも自然にも良いと思います。

ナノ銀は高い放射線量でもエネルギーに変換してしまいます。洋服等やマスク等にナノ銀水溶液を散布すれば放射能やウイルスから身を守る事が出来ます。

ゲンジボタルは特に人為的な放射能に弱いです。私達の研究で0.5 μ Sv/h 以上存在すれば、間違い無く発光細胞及び反射細胞が破壊されます。ホタルの発光は求愛行動です。多少の発光細胞破壊ならば良いですが、ホタルは人等とは違い細胞修復は無いです。

セイヨウオオマルハナバチがハウス栽培の施設から逃亡し、放射能まみれの花粉を付けて移動すれば、露地栽培の作物は当然ながら放射能を発することになります。セイヨウオオマルハナバチの使用停止を声を大にして国に訴

えなくてはなりません。

放射性ストロンチウム等は動物性カルシウムに取り付く習性があります。骨炭を利用するのは正しく骨炭を『吸引剤』としています。骨炭単体でも放射性を吸着しますが、放射能自体は破壊されません。骨炭にナノ銀を担持する事により効率良く放射能及び放射性物質をエネルギー分解し無害とします。」

④ 2011年11月26日 原告ブログ『ホテルのホンネ (本音)』

「放射性物質をナノ純銀が減らす！！

水や高圧洗浄した後の処理水はそのまま地下に垂れ流しでは話になりません。地下水は飲料水にもなり、農作物の源にもなり、最終的には海に流れます。放射性物質はかなりの濃度に上がり、食物連鎖が生まれます。これを一日でも早く解決出来るのもナノ純銀担持骨炭等です。簡単な濾過装置を設置し、そこに放射性物質の汚染水が通過する事で約88%以上放射性物質を一日500%使用で、約3年間以上持続除去出来ます(ナノ純銀担持骨炭100グラム・ナノ純銀担持白御影石100グラム、計200グラム)。東京都水道局でも現存の濾材よりも効果があると立証しました。

放射性物質は下がらないと言うのが世界的に定説ですが、ナノ純銀の作用で半減期だと思われる様に速やかに実行出来るのです。眉唾、ウソと疑う人は是非とも板橋区ホテル生態環境観に来て下さい。実際にその眼で見て感じて頂ければ幸いです。ホテルには「本物」が存在します。国の研究所や大企業も出来ないから所詮無理と言う認識は捨て去るべきです。放射性物質は元の原子に戻ろうとし、その際に悪い放射性を出しています。そのお手伝いをするのがナノ純銀です。放射能等の専門の先生に是非とも立証して頂きたいです。

問題になっている放射性物質は原子核の陽子と中性子数がアンバランスになった物質です。ナノ純銀はそのアンバランスを整える役割です。早い話、半減期(放射性物質は、放射線を放出し、別の原子へ、やがて放射線を出さなくなる)に近づける役割です。

具体的に話しますと、ナノ純銀自体プラス800ミリボルト、マイナス800ミリボルト、計1600ミリボルトを一秒間に100万回入れ替わって

います。放射線もエネルギーですので、エネルギーの強弱はあるものの、短時間で、ナノ純銀エネルギーに打ち消されます。

例えば、通常使用されているヨウ素127は、原子核と陽子と中性子を足した数が127個、周りを回っている電子の数は陽子と同じく53個という安定した物質です。一方、ヨウ素131は、ヨウ素127より中性子が4つ多く不安定な状態。このような物質を放射性同位体と呼びます。放射性同位体は、放射線を放出して、元の安定した元素になろうとします。この際に放射線出し、人間を初め生態系に悪影響を及ぼします。

除染等で作業を行っている方々の衣服やヘルメット等にナノ純銀担持溶液等を散布すれば、作業時間は2倍近く長くなると思われます。」

⑤ 2011年11月30日 原告フェイスブック

「元来、天然核種であろうと人工核種であろうと、出す放射線そのものは一緒と考えられていました。天然（自然）でも浴びすぎるともちろん良くないです。近年、人工放射能と自然放射能の違いが分かって来ました。人工のある核種だと、体内の放射線に対する感受性が特に強い場所、骨や甲状腺に取り込まれてしまいます。人体には見分けが付きません。

日本ではそんなに天然由来の放射線量が高い場所は普通ないので、ある場所で線量が高ければそれは原発から来た人工核種由来と考えて良いと思いません。

●人工放射能は体内に濃縮・蓄積します。

●自然放射能は体内に濃縮・蓄積しません。

放射性ヨウ素131、放射性セシウム137、放射性ストロンチウム90等の人工放射能は生体内に濃縮蓄積し、生物が今まで適応して来た、自然放射能とは比較出来ない影響を人体に及ぼします。」

⑥ 2012年1月3日 原告フェイスブック

「1月3日午前10時15分放射性汚染水1.79 μ Sv/h・24700ベクレルをナノ純銀担持骨炭100グラム、ナノ純銀担持白御影石100グラムに通過させます。

通過直後値は0.11 μ Sv/h・207ベクレルとなりました。放射性を含んだ濾材の放射線量も減り続けています。濾材自体が放射性産業廃棄物にはなり

にくい事になります。

このようなナノ銀等の実験及び試験は 1000 回を超えています。」

3 原告の放射能あるいは放射線に関する言説の非科学性

(1) 原告は、要するに、訴状記載の各実証実験の結果から、ナノ純銀担持体には「未解明の低減効果メカニズム」あって、ナノ銀粒子には、「40K 放射能の低減効果も有するという仮説」を設定し、その仮説に関して、「ナノ銀は放射性物質を凝固してしまい、放射能を封じ込めます。」との説明を試みたり、あるいは「放射性物質は原子核の陽子と中性子数がアンバランスになった物質です。ナノ純銀はそのアンバランスを整える役割です。早い話、半減期(放射性物質は、放射線を放出し、別の原子へ、やがて放射線を出さなくなる)に近づける役割」であるとして、「ナノ純銀自体プラス800ミリボルト、マイナス800ミリボルト、計1600ミリボルトを一秒間に100万回入れ替わっています。放射線もエネルギーですので、エネルギーの強弱はあるものの、短期間で、ナノ純銀エネルギーに打ち消されます。」等との説明を試みたりしてきたのである。

(2) 原告によるこれらの説明が、未解明のメカニズムを明らかにしたものではないことはもちろん、科学的に何ら実証されておらず、かえって、原告の言説の中で矛盾をはらんだものである。

ア 例えば、「放射性物質を凝固する」とはどういうことか不明であるが、放射性物質をある物質に吸着させても放射性物質の量が変化するものではなく、放射性物質が移動しただけであり、それだけで放射能が減弱することにはなりえない。

イ また、原告は「放射能のエネルギーを奪い取ります」、「ガンマ線のエネルギーが消滅」、「高い放射線量でもエネルギーに変換」などは、これまでの物理学で真理とされているエネルギー保存の法則に反する言説であり、原子核壊変が起きているのであれば、エネルギーがより高い放射線として放出されなければならないことになる。しかしながら、原告の実証実験においては、ナノ銀によって、より高い放射線が放出されることは示されておらず、奪い取った、あるいはガンマ線から消滅したエネルギーがどこへ行くのか全く示されていない。

ウ 原子核を作っている陽子や中性子を結びつけているエネルギーは、電子の

状態が変わることによって起きる化学反応でやりとりされるエネルギーのおよそ百万倍とされ、化学反応でやり取りされるエネルギー量と6桁の違いがあることから、化学反応によっては、原子核の壊変¹に影響を与えることはできないと理解されている。したがって、ナノ銀による化学反応によって、「放射能のエネルギーを奪い取る」ことはできず、「ガンマ線のエネルギーを消滅させる」こともできず、「高い放射線量でもエネルギーに変換」することもできないというのが、物理学の基本的な理解であって、原告の言うナノ銀によって「効率良く放射能及び放射性物質をエネルギー分解し無害とします」ということ自体、物理学では説明できない非科学的な言説なのである。

エ そのほか、「人工放射能は体内に濃縮・蓄積します。自然放射能は体内に濃縮・蓄積しません。」などについても、原告による実証実験の結果から説明できる事柄ではなく、原告の言説には全く根拠が示されておらず、「濾材自体が放射性産業廃棄物になりにくい」などに至っては、放射性物質を含む汚染水を濾過した濾材には放射性物質が吸着されることになるが、これは、単に汚染水から放射性物質が濾材に移動しただけであって、水の放射性物質量は減るが、放射性物質の総量が減少するものではない。

オ 原告による放射能あるいは放射性に関する言説は、いずれもこれまでの物理学によって否定される非科学的で言説であるというほかないのである。

4 真実性の証明の対象

- (1) 原告が、「各実証実験の結果から、ナノ純銀担持体には『未解明の低減効果メカニズム』あって、ナノ銀粒子には、『40K放射能の低減効果も有するという仮説』を設定し、その仮説に関して、ナノ銀が放射性物質を凝固させるとの説明を試みたり、あるいは『放射線もエネルギーですので、エネルギーの強弱はあるものの、短期間で、ナノ純銀エネルギーに打ち消されます。』等との説明してきた」ところ、被告は、原告によるナノ銀には「放射能の低減効果がある」という仮説自体、科学的に説明できるものではないことから本件訴訟で問題となっている各表現行為に及んだところである。

¹ 壊変 放射性同位元素(Radioisotope, RI)の原子核が放射線を出してより安定な核種へと変わる事

(2) 繰り返しになるが、被告は、原告による上記の放射能あるいは放射線に関する言説を前提に、原告の主張する「ナノ純銀による放射能低減効果」なるものは科学的に証明されていないことから、これが認められるとする原告の言説に対して「ニセ科学」「デタラメ」「非科学的な妄言」であって、これを真実であるかのように装う言説に対して「犯罪的」「いかがわしい」「でっち上げ」と評価した各表現行為に及んだものである。

(3) 被告準備書面(11)で論じた通り、「名誉棄損において、適示された事実が、公共の利害に関する事実であること、専ら公益目的でなされたこと、適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が立証されたとき、違法性を欠くものとして、当該表現行為は不法行為を構成しない」とされている（最高裁昭和58年10月20日判決）。

すなわち、適示された事実あるいは表現の前提としている事実が真実であること（真実であると信じたことが合理的であること）が要求されていることからすれば、いわゆる真実性の証明の対象は、適示された事実あるいは表現の前提としている事実であり、本件においては、被告は『「ナノ純銀による放射能低減効果」が認められないからこそ、原告の言説を『インチキ科学』、『似非科学』として表現してきた』ところであって、適示した事実あるいは前提となる事実は「ナノ純銀による放射能低減効果は認められないこと」であるから、真実性の証明の対象も「ナノ純銀による放射能低減効果が認められないこと」と解されるのである。

以上